

2022年12月19日

三井住友信託銀行
年金業務推進部

INDEX

令和5年度税制改正大綱について

令和5年度税制改正大綱について



POINT

- ✓ 2022年(令和4年)12月16日、自民・公明両党から「[令和5年度税制改正大綱](#)」が発表されました。
- ✓ 特別法人税の課税凍結期限の延長(3年)の他、拠出・運用・給付の包括的な見直しに向けた議論等について記載されています。
- ✓ 本件に関して特段ご対応いただく事項はありません。

- 2022年(令和4年)12月16日、自民・公明両党から「[令和5年度税制改正大綱](#)」が発表されました。本ニュースでは、大綱中の企業年金に関連する事項についてご案内いたします。
- 各種団体から年金積立金に係る特別法人税の撤回を要望しておりましたが、撤回までには至らず、大綱には、特別法人税の課税凍結期限の延長(3年)が示されています。
- その他、前年に引き続き税制改正の基本的な考え方や、年金課税における検討事項等が記載されているほか、私的年金における公平な税のあり方については、「退職所得課税について、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある」「iDeCoの加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講じる」との記載がされております。引き続き、今後の検討状況について注目してまいります。

<令和5年度税制改正大綱からの抜粋(年金関連事項/下線部当社)>

I. 私的年金等に関する公平な税制のあり方

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

(1) 個人所得課税のあり方

② 諸控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

③ 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

例えば、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないこと、退職所得課税について、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講じることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

II. 特別法人税の課税凍結期限の延長

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

三 法人課税

4 その他の租税特別措置等

(国 税)

[延長]

(3)退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

III. 年金課税における検討事項

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

<ご参考:NISAの抜本的拡充・恒久化>

NISAの抜本的拡充・恒久化

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

1. 成長と分配の好循環の実現

(1)NISAの抜本的拡充・恒久化

「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要である。このような観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。

あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額を拡充する。

一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠(「つみたて投資枠」)については、現行のつみたてNISAの水準(年間40万円)の3倍となる120万円まで拡充する。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般NISAの水準(年間120万円)の2倍となる240万円まで拡充する。これにより、年間投資上限額の合計は360万円となり、英国ISA(約335万円)を上回る規模が実現する。

一方、投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額を設定することとする。

その総額については、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、現行のつみたてNISAの水準(800万円)から倍増以上となる1,800万円とする。また、「成長投資枠」については、その内数として現行の一般NISAの水準(600万円)の2倍となる1,200万円とする。

NISA制度は安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、「成長投資枠」について、高レバレッジ投資信託などの商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し金融機関に対する監督及びモニタリングを強化する。今後、制度の利用状況等を踏まえつつ、家計の安定的な資産形成に資するものとなっているかどうかなど、その政策効果について定期的な検証をすることが必要不可欠である。

なお、現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取扱いを継続する。

今回のNISA制度の抜本的拡充・恒久化が、金融経済教育の充実や利用者の利便性向上の取組みなどと相まって、将来にわたり家計による継続的な投資につながるとともに、投資未経験の方や、今は投資の機会に恵まれない方については、賃上げ等を通じた所得の底上げが将来的な投資につながることも期待される。

<本件のご照会先>

ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。



[年金ニュース
バックナンバー](#)
(↑クリックで表示)

[ペンションジャーナル
マーケットコラム等](#)
(↑クリックで表示)

[三井住友信託銀行
公式HP](#)
(↑クリックで表示)